

ヴィルヌーブあさくらショートステイ -料金表-

<サービス利用料金 1日あたり>

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額（介護保険給付額は自己負担額の割合により変わります。市区町村から発行をされる介護保険負担割合証をご確認下さい。）を除いた金額（自己負担額）と食事および滞在にかかる標準負担額の合計をお支払ください。

法改正により、令和6年8月1日から利用料金等が下記のように変更になります。

<月額利用料金の目安：対象となる介護度・負担限度額の A) と B) を合わせた料金となります>

(1) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金（単位：介護報酬単位）

項目 / 介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ユニット短期入所生活介護費(単独型)	561	681	746	815	891	959	1,028
② 夜勤職員配置加算Ⅱ	-	-	18	18	18	18	18
③ サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	22	22	22	22	22	22
④ 看護体制加算Ⅰ	-	-	4	4	4	4	4
⑤ 日額単位小計 ①+②+③+④	583	703	790	859	935	1,003	1,072
⑥ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ ⑤×14.0%	82	98	111	120	131	140	150
⑦ 介護保険給付対象合計 ⑤+⑥	665	801	901	979	1,066	1,143	1,222
⑧ 地域区分換算額(円) ⑦×10.17	¥6,763	¥8,146	¥9,163	¥9,956	¥10,841	¥11,624	¥12,427
A) 介護費用自己負担額(1割)	¥677	¥815	¥917	¥996	¥1,085	¥1,163	¥1,243
A) 介護費用自己負担額(2割)	¥1,353	¥1,630	¥1,833	¥1,992	¥2,169	¥2,325	¥2,486
A) 介護費用自己負担額(3割)	¥2,029	¥2,444	¥2,749	¥2,987	¥3,253	¥3,488	¥3,729

要支援1・2の方は31日以上、要介護1～5の方は61日以上連続利用の場合、①が下記の通り減額されます

項目 / 介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①'ユニット短期入所生活介護費(単独型)	503	623	670	740	815	886	955

②夜勤職員配置加算Ⅱ：夜間帯従事する職員が手厚く、基準より常勤換算法で1名以上多い場合算定されます。

③サービス提供体制強化加算Ⅰ：介護職員のうち介護福祉士の割合が80%以上又は10年以上勤務者が35%以上の場合算定されます。

④看護体制加算Ⅰ：常勤の看護師を1名以上配置している事業所に算定

⑥介護職員等処遇改善加算Ⅰ：介護職員の処遇改善、職場環境・研修体制・賃金形態が整備され、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置される施設で算定。所定単位（小計⑤）に14.0%を乗じた単位（小数点以下は四捨五入）

※R6.6月～制度改正により、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化されました。（12.6%⇒14.0%、1.4%増加となります）

⑧福井市の地域区分は7級地です。（1単位=10.17円、小数点以下切り捨て）

☆③⑥は、支給限度基準額の対象外の算定項目です。

☆実際のご請求は月間利用合計単位数により計算されますので、上記料金表と若干のずれが生じる
ことがあります。

☆その他：送迎加算・・・ご利用者等の希望による場合算定。片道 184 単位/回

療養食加算・・・ご利用者の病状に応じ医師の指示に基づき食事を提供。8 単位/回
(3 回/日まで)

緊急短期入所受入加算・・・緊急受入時に算定。90 単位/日 (7 日限度、やむを得ない場
合 14 日限度)

長期利用減算・・・自費利用を挟み同一事業所を連続 30 日超利用の場合、△30 単位/
日減算。

在宅中重度受入加算・・・ご利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に
当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合算定されます。
(421 又は 425 単位)

◆体制が整い次第算定 (R6.4 新設) 生産性向上推進体制加算・・・(I)100 単位/月 (II)10
単位/月 算定要件：(I)IIに加え、ICTテクノロジーを複数導入、職員間の役割分担、業務改善成果
が確認されている場合(II)介護サービスの質の確保等の検討委員会の開催、ICTテクノロジーを導入、
業務改善効果のデータ提供を実施。

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金 (単位：円)

項目 / 利用者負担段階	第4段階	第3段階②	第3段階 ①	第2段階	第1段階
食費 日額	¥1,600	¥1,300	¥1,000	¥600	¥300
居住費 日額	¥2,066	¥1,370	¥1,370	¥880	¥880
B) 介護給付対象外費用(1日あたり)	¥3,666	¥2,670	¥2,370	¥1,480	¥1,180

☆食費居住費の利用者負担段階については、市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」
によって決められます。限度額認定を受けた方はその限度額とします。(第1～3段階)

<参考>第4段階(基準額)：市町村民税課税世帯の方が対象。

第3段階②：市町村民税非課税世帯で、課税及び非課税年金収入額と合計所得金額の合計
が年額 120 万円超の方。

(預貯金額が単身 500 万円・夫婦 1500 万円以下に限る)

第3段階①：市町村民税非課税世帯で、課税及び非課税年金収入額と合計所得金額の合計
が年額 80 万円超 120 万円以下の方。

(預貯金額が単身 550 万円・夫婦 1550 万円以下に限る)

第2段階：市町村民税非課税世帯で、課税及び非課税年金収入額と合計所得金額の合計
が年額 80 万円以下の方。

(預貯金額が単身 650 万円・夫婦 1650 万円以下に限る)

第1段階：生活保護受給者、老齢福祉年金受給者

(預貯金額が単身 1000 万円・夫婦 2000 万円以下)

☆食事費用 朝食400円 昼食650円 おやつ100円(希望者) 夕食600円

(2) 介護保険の給付とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

種類	内 容	料金
居住費 (滞在費)	ユニット内の居室及び食堂兼リビング、浴室、トイレ等の建設費、光熱費、備品等	2,066 円/日 例)1泊2日で4,132 円
食費	食材料費、調理コスト (委託費等)	朝食 400 円 昼食 650 円 おやつ 100 円 (希望者) 夕食 550 円
特別な食事	入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供した場合	実費
教養娯楽費	入居者の希望によりレクリエーションに参加できます。	材料代等の実費
日常生活上 必要となる 諸費用	日常生活品の購入代金等、入居者の生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は負担いただきます。	実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額を変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。